

津市中小企業エネルギー価格高騰対策 事業継続支援金

【申請要領】

【受付期間】

令和4年12月9日（金）から令和5年2月15日（水）まで

【申請書類の提出方法】

郵送のみ受付 令和5年2月15日（水）まで（消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から原則、郵送による受付とします。

<宛先> 〒514-0131

三重県津市あかつ台4丁目6番地1 あかつピア1階

津市ビジネスサポートセンター内

津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金事務局 宛

※切手を貼り付けのうえ、裏面に差出人の住所および氏名をご記載ください。

【お問い合わせ先】

支援金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

◆ 津市中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金相談窓口

電話番号：059-233-1600

FAX：059-233-1588

受付時間：8時30分から17時15分まで（土・日・祝・年末年始（12/29～1/3）を除く）

※必ずお読みください※

- 1 審査の結果、交付の対象とならない場合であっても、申請に係る費用は返還されません。
- 2 支援金の交付決定後、虚偽又は交付要件に該当しない事実が判明した場合は、支援金の交付決定を取り消します。この場合、支援金の交付を受けた申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 3 支援金交付事務の円滑・適正な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 4 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知等を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、津市の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者は支援金の申請を辞退したものとみなされます。
- 5 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報する場合があります。

I 支援金の概要

■趣旨

原油価格高騰の影響を大きく受ける中小企業者（小規模企業者を含む）の負担軽減を図り事業継続を支援することを目的として支援金を交付します。

■交付要件

令和4年7月～12月の期間で、いずれか任意の一月において、電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油、重油（以下「エネルギー経費」という。）の経費を、5万円以上支払った事業者。

※市内事業所の事業で支出した経費のみ対象となります。

※令和4年1～6月を対象とした「津市小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金」の交付を受けた事業者も申請いただけます。その際、一部提出を省略できる書類がありますので、「申請に必要な書類」の項をご参照ください。

※対象月の考え方は【別紙1】ご確認ください。

■交付額

令和4年7月～12月の期間の任意の一月のエネルギー経費の合計額に応じて、下記の交付額となります。

- 5万円以上10万円未満・・・交付額2万5千円
- 10万円以上20万円未満・・・交付額5万円
- 20万円以上30万円未満・・・交付額10万円
- 30万円以上・・・交付額15万円

※本支援金の申請は、1事業者につき1回限りになります。

Ⅱ 対象事業者

津市内に事業所を有する「中小企業者（小規模企業者を含む）」で、以下のすべての要件を満たすものが対象となります。

- (1) 市税の未納がないこと
- (2) 支援金の交付後も事業を継続する意思があること
- (3) 申請時点で他の公的機関等から、補助金その他の名称の如何を問わず、同一のエネルギー経費に対する支援制度の対象となっていないこと

※対象期間が異なる場合や、エネルギー経費の品目が異なる場合は、申請可能とします。

※(3)に関する例

例 1：国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業において、セーフティネット加入者への燃油（重油・灯油）価格補填金交付を受けている場合、その同一エネルギー経費については対象外とします。但し、上記対象以外のエネルギー経費での申請は可。

例 2：三重県が実施する「貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金」により補助を受けられる事業者は、油類（ガソリン、軽油）に関しては、10月以降の使用実績に係る領収書等が対象となります（※10月以降の領収書でも、7月～9月の使用実績に係る領収書等は対象外となりますのでご注意ください。）。

※「中小企業者（小規模企業者を含む）」とは

「中小企業基本法」（昭和38年7月20日法律第154号）における「中小企業者」および「小規模企業者」の範囲とし、具体的には次のとおりです。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかの条件を満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

次の条件に当てはまる場合は、本支援金の対象外となります。

- ・政治団体、宗教上の組織又は団体
- ・支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者
- ・申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当する者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画している場合。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・中小企業基本法上の「会社」に該当しないもの

《「会社」に該当しない法人の例》

医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合）

※農業法人は会社法上の会社形態（株式会社等）であれば対象となります。

Ⅲ 申請から交付までの流れ等

■申請書類等の作成・準備

本要領を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

■申請書類の提出

P5～7「申請に必要な書類」で規定する申請書類及び添付書類について、必要な書類全てを郵送にて提出してください。

なお、提出書類は申請書及び提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

※ご申請の際は、P8～11の【別紙】及び【よくある訂正が必要な事例】を参考にご覧ください。

※P10の【別紙3】の提出は任意ですが、経費の計算をする際にご使用ください。

■審査

必要書類に不足がないか、交付要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知等を行います。

また、必要があれば申請書類に関して説明を求めることがあります。

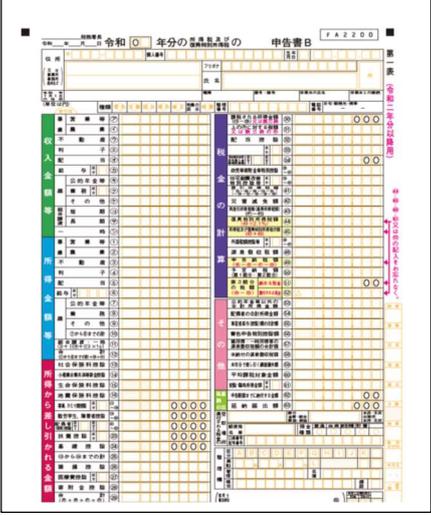
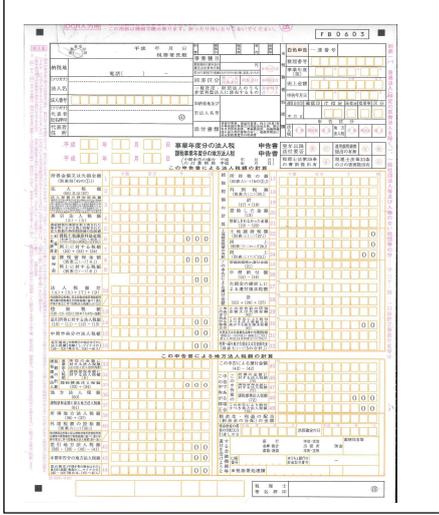
■交付決定及び確定通知

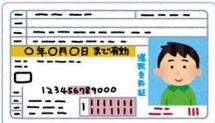
支援金の交付決定及び確定通知は、書面を郵送し通知します。

■交付について

交付決定及び確定通知を郵送した方に対し、順次支援金を振り込みます。

【申請に必要な書類】

提出書類一覧	
1	<p>◆中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金交付申請書（請求書）【第1号様式】</p> <p>法人の場合は代表者印（会社実印）、個人の場合は申請者の認め印を押印してください。 ※代表者印（会社実印）とは会社設立時に法務局に登録した印鑑をいいます。 ※個人事業主の自署、法人の代表者本人の自署の場合は押印を省略できます。</p>
2	<p>◆確定申告書の写し又は令和4年1月から同年12月までの開業届の写し</p> <p><法人> 令和3年又は令和4年分「法人税の申告書（別表一）」の写しを提出してください。</p> <p><個人> 令和3年分「所得税の申告書B（第一表）」の写しを提出してください。 ※令和4年1月から同年12月までに開業した事業者で、個人の場合は開業届の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書の原本又は写しを確定申告書の代わりにご提出ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">所得税の申告書B（第一表）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">法人税の申告書（別表一）</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  </div> </div>

3	<p>◆エネルギー経費（ガソリン、軽油、重油、灯油、電気、ガス）の領収書等の写し</p> <p>令和4年7月から12月の期間の任意の一月に市内事業所の事業にエネルギー経費を支出したことを証する領収書等の写し。領収書等には取引の内容が確認できる事項が記載されている必要があります。具体的には、宛名、発行者名、金額、取引品目、支払日（支払いが行われた日）もしくは領収日（以下「必要事項」という。）が記載されている必要があります。</p> <p>※1 領収書とは、商品等の対価として支払人が金銭を支払った時に、その支払われた金銭を受け取った第三者である受取人が、金銭を受け取ったことを証するために発行したものをいいます。申請者側で作成した書類や、品目等を申請者側で追記した書類等は、本制度における領収書には該当しませんのでご注意ください。必要事項が全て記載されていれば請求書の提出も可とします。</p> <p>※2 クレジットカードの利用明細書は必要事項が全て確認できる場合は、それ単独で領収書の代替書類として取り扱います。必要事項の確認ができない場合（品目名や支払日（口座振替日が確認できること）等の記載がないなど）は別途、通帳の写し、請求書等の書類を添付いただく必要があります。</p> <p>※3 領収書等は本市指定の貼付台紙にエネルギー経費別に貼り付けてご提出ください。</p> <p>※4 エネルギー経費の合計が30万円を超える場合は、超えることを確認できる範囲の領収書のみでご申請いただけます。</p> <p>※5 領収書等の記載例等は【別紙2】をご確認ください。</p> <hr/> <p>■エネルギー経費の合計額の算出について</p> <p>本支援金におけるエネルギー経費の合計額の算出は、支払月における対象経費の合計額となります。以下の例のように、締め日等の経費が発生した月ではなく、実際に支払った月で合計額を算出します。</p> <p>（具体例） 令和4年7月中に発生した経費を「月末締め翌月末払い」の条件で支払う場合、同経費については令和4年8月分のエネルギー経費となります。</p> <p>※エネルギー経費の計算については、【別紙3】及び【別紙4】を参考にお使いください。</p>
4	<p>◆市税の完納証明書</p> <p>市税に滞納がないことを証する書類。市外の事業者が市税の完納証明書を請求する場合は、市外事業所が所在する自治体で完納を証明する書類をご取得ください。（自治体により証明書の名称が異なる場合がありますので、該当する自治体にお問合せください。）</p> <p>※写し又は原本をご提出ください。</p> <p>※納税証明書ではありませんのでご注意ください。</p>
5	<p>◆本人確認書類の写し</p> <p>申請者（法人の場合は代表者）本人の運転免許証、マイナンバーカード等の現住所の確認ができるものを提出してください。運転免許証、マイナンバーカード等がない場合は、現住所の記載がある健康保険証等の写しでも申請可能です。</p> <p>※運転免許証で住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。</p> <p>※法人の場合は履歴事項全部証明書写し又は原本で代用が可能です。</p> 

6	<p>◆申請者名義の通帳の写し</p> <p>振込先となる通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。</p> <p>必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 金融機関名 ② 支店名 ③ □座種別 ④ □座番号 ⑤ □座名義人（漢字、フリガナ） <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>オモテ面</p>  </div> <div style="text-align: center;">+</div> <div style="text-align: center;"> <p>1・2ページ目</p>  </div> </div>
7	<p>◆中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金交付申請に関する誓約・同意書【第2号様式】</p> <p>法人の場合は代表者印（会社実印）、個人の場合は申請者の認め印を押印してください。</p> <p>※代表者印（会社実印）とは会社設立時に法務局に登録した印鑑をいいます。</p> <p>※個人事業主の自署、法人の代表者本人の自署の場合は押印を省略できます。</p>
8	<p>◆提出書類チェックシート</p> <p>チェックシートを活用し、提出書類に不足が無いように確認してください。</p>

【注意事項】

※各確認資料の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。

※令和4年1～6月を対象とした「津市小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金」の交付を受けた事業者は、内容に変更がない場合に限り提出書類一覧の2、4、5の書類（確定申告書の写し又は令和4年1月から同年12月までの開業届の写し、市税の完納証明書、本人確認書類の写し）を省略することができます。

※上記の対象者で書類を省略する際は、「中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金交付申請に関する誓約・同意書」の省略書類の確認欄にチェックを入れてください。

【別紙 1】

●対象月の考え方について

この支援金における令和4年7月から12月の間の任意の1ヶ月分のエネルギー経費の合計額とは、ある1ヶ月分のエネルギー経費（ガソリン、軽油、重油、灯油、電気、ガス）の使用実績分を対象に賦課される料金の支払済み合計額のことを指します。複数月分をまとめてある月に支払われた場合は、本来の使用月分に割り戻すなどして計算されますので、詳しくはお電話でご相談ください。

【例①：20日締め翌月末支払い】

下記のように、例えばクレジットカード利用で9月21日から10月20日までの1か月分が10月分として請求され、11月30日に口座振替で支払った場合は、11月分として計上します。

支払方法	給油日	支払日	対象月
現金	10月20日	10月20日	10月
クレジットカード	10月20日	11月30日 ※口座振替日	11月

※クレジットカード（20日締め翌月末支払い）で支払った場合、その経費が実際に口座から引き落としされるのは11月30日になるので、この場合の対象月は令和4年11月となります。

【例②：複数月のまとめ払い】

同一のエネルギー経費について契約形態等の事情により、複数月分を一括して同じ月に支払われている場合は、お電話にてお問合せください。

【例②下表】11月支払の電気代領収書が4枚ある場合11月の対象経費として認められるのは下表のとおりです。

電気代10月使用分（ア 10,000円）と9月使用分（イ 8,000円）の2か月分を令和4年11月中に支払った場合、支出額が多い10月分の1か月分のみが対象となります。

領収書	経費名	電力会社	使用場所	契約プラン	使用月	支払月	金額	適用
ア	電気代	●●会社	〇〇	A	10月	11月	10,000円	対象
イ	電気代	●●会社	〇〇	A	9月	11月	8,000円	対象外
ウ	電気代	△△会社	〇〇	B	10月	11月	10,000円	対象
エ	電気代	△△会社	△△	C	10月	11月	10,000円	対象

※領収書アとイについては、電力会社、使用場所、契約プランが同じであるため同一のエネルギー経費に該当し、2か月分を一括して支払っていることとなります。その場合は金額の多い領収書アが11月の対象経費となります。

※例②の場合、11月分として認められる電気の合計経費は30,000円となります。

【別紙2】

●領収書の例について

領収書については、下記の領収書（例）のように全ての必要事項（宛名、発行者名、金額、取引品目、支払日（支払いが行われた日））が記載されている必要があります。

領収書（例）	
	令和4年11月5日
株式会社〇〇 様	
領収額 金250,000円	
但し、令和4年10月分 ガソリン代、軽油代として	
	〇〇石油販売株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

必要事項の記載が全て確認できるクレジットカード利用明細書を領収書の代替書類として提出する場合は、クレジットカード利用明細書単独でご申請いただけます。必要事項の記載が確認できない場合、例えば「ガソリン」や「電気」等の品目名が記載されず、ガソリンスタンド名や電力会社名のみ記載されている場合などは、ご申請いただくクレジットカード利用明細書に対応する請求書（必要事項が記載されている）を併せてご提出ください。

クレジットカード利用明細書で支払日または支払予定日が確認できない場合は、通帳の写しも併せてご提出ください。

●請求書の例について

請求書については、下記の請求書（例）のように全ての必要事項（宛名、発行者名、金額、取引品目、支払日（支払いが予定された日））が記載されている必要があります。

請求書（例）	
令和4年10月分 株式会社〇〇 御中	発行 〇〇石油販売株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
ご請求額 金250,000円	
振替予定日〇年〇月〇日	
（請求明細）	
・ 軽油代（9月11日～10月10日分）・・・89,000円	
・ ガソリン代（9月11日～10月10日分）・・・161,000円	

【別紙3】 参考として、複数のエネルギーの計算時にご使用ください。また、その場合は、この用紙もご提出ください。

事業者名 _____ 対象月 _____ 月 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ ※令和4年7月～12月に支払われた月

■電気代

No.	給油日	支払日	支払方法	金額	備考
A					
B					
C					
D					
E					
F					
G					
小計					

■ガス代

No.	給油日	支払日	支払方法	金額	備考
イ					
ロ					
ハ					
ニ					
ホ					
小計					

■ガソリン・重油・灯油・軽油代、■電気代、■ガス代の合計
合計金額 _____ 円

■ガソリン・重油・灯油・軽油代

No.	給油日	支払日	支払方法	油種	量	金額	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
小計							

※クレジットカード払いの場合は、口座振替日の属する月分が対象月となります。

【別紙4】 記入例

事業者名 (株)津市ビジネスサポートセンター

対象月

8月

※令和4年7月～12月に支払われた月

■ガソリン・重油・灯油・軽油代

No.	給油日	支払日	支払方法	油種	量	金額	備考
1	2022/6/23	2022/8/5	クレジット	ガソリン	5.00ℓ	855円	
2	2022/6/26	2022/8/5	クレジット	ガソリン	5.85ℓ	1,000円	
3	2022/6/30	2022/8/5	クレジット	ガソリン	20.00ℓ	3,260円	
4	2022/8/14	2022/8/14	現金	ガソリン	2.96ℓ	500円	
5	2022/8/24	2022/8/24	現金	軽油	48.43ℓ	6,780円	
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
小計						12,395円	

■電気代

No.	支払日	支払方法	金額	備考
A	2022/8/20	口座振替	58,924円	
B				
C				
D				
E				
F				
G				
小計			58,924円	

■ガス代

No.	支払日	支払方法	金額	備考
イ	2022/8/25	口座振替	26,700円	
ロ				
ハ				
ニ				
ホ				
小計			26,700円	

※■ガソリン・重油・灯油・軽油代、■電気代、■ガス代の合計

※クレジットカード払いの場合は、口座振替日の属する月分が対象月となります。

合計金額 98,019円

よくある訂正が必要な事例

取引の内容（具体的には、宛名、発行者名、金額、取引品目、支払日もしくは領収日）が確認できる事項が記載されている必要があります。上記の項目のいずれかが確認できない場合は、対象経費として認められない場合がありますのでご注意ください。
よくある間違いとして、以下のケースが多く見られました。

● 領収書等に取引品目名の記載がないケース

エネルギー経費の領収書かどうかの確認が取れないため不可となります。
請求書（ガソリンであれば給油時のレシート）など、確認が取れる書類等を別途追加していただくようお願いします。

● 領収書等にエネルギー経費以外の金額が含まれているケース

この支援金は「ガソリン、軽油、灯油、重油、電気、ガス」の6種類が対象になります。
明細書内にこれら以外のもが含まれている場合は、その金額は抜いてください。
（給油と同時にオイル交換、洗車、タイヤ交換などが含まれている、或いは、ガス警報器のリース料が含まれている、など）

● クレジットカードの名義人が異なるケース

原則、申請者と同一名義のものが対象となります。
法人の場合は、法人カード（代表者名義のものも可とします）が対象です。

● 他市の事業所で使用したエネルギー経費が合算されているケース

この支援金は、津市内の事業で使用したエネルギー経費を対象にしていますので、他市の事業所で使用した経費（他市の住所地宛に送られている電気代の領収書など）は対象となりません。